

# FP のための 会計・税務

ZOOM UP!

Vol.24

## 金融所得課税の 一体化

金融・証券税制のうち特に注目されるのは、金融商品間における損益通算の範囲を拡大し公社債等に対する課税方式を変更すること 2・1%）も行われている。実際に源泉徴収される税額等は復興特別所得税も考慮する必要がある。

2・1%) も行われている。実際に源泉徴収される税額等は復興特別所得税も考慮する必要がある。

平成25年1月24日に「平成25年度税制改正大綱」が公表された。大綱には、金融・証券税制のうち、上場株式・株式投資信託の配当・分配金、譲渡損益に対する10%税率（所得税7%、住民税3%）について、平成25年12月31日をもつて廃止することが明記された。これにより、税率は、平成26年1月1日以降20%（所得税15%、住民税5%）に引き上げられる（注）。

な取引所の実現にも資する観点から、引き続き検討するとしている。本稿では、主に、金融所得課税の一体化のうち公社債税制の見直しについて概説する（図表参照）。

（注）平成25年1月1日以後、所得税と合わせて復興特別所得税の課税（所得税の

大綱では、平成28年1月1日以後に支払いを受ける特定公社債等（図表参照）の利子について、その課税方法を現行の源泉分離課税から申告分離課税に変更することとしている。税率は20%（所得税率15%、住民税5%）のままで変更はない。もつとも、申告をせずに20%の源泉徴収（特別徴収）のみで課税関係を終了させることも可能とされている。

外国公社債等の利子について、外国で源泉税が徴収された場合、現行では、外国での徴収税額と合わせて20%となるように国内での徴収分が調整されている（差額徴収方式）。今般、利子に対する課税が源泉分離課税から申告分離課税に変更することに伴い、大綱で

は二重課税の調整方法を差額徴収方式から外国税額控除方式に変更することとしている。

したがって、外国公社債等の利子について外国で課税された金額がある場合、確定申告を行うことで所得税額から外国での所得税相当額を控除（税額控除）することとなる。

3. 謹度損益に対する課税

現行では、公社債等の譲渡益について非課税、償還益は雑所得（公社債投資信託の償還益・解約益は利子所得）とされている。大綱では、これらを変更し、償還・解約差損益について譲渡所得とみなすこととし、譲渡所得を20%の申告

分離方式に変更するとしている。  
平成28年1月1日以後に特定公社債等を譲渡した場合に20%の申告分離課税が適用される。

源泉徴収口座で上場株式等 特定公社債等の譲渡損が生じた場合、この譲渡損と源泉徴収口座に受け入れた配当所得、利子所得との損益通算が行われる。損益通算後の配当、利子に対して、20%（所得税15%、住民税5%）の源泉徴収が金融機関により行われる。

に区分する。特定公社債等、外債、外国地方債、公募公社債を満たす仕組債、公募公社債を税率20%の申告分離方針の利子は20%の源泉分離課税(進課税)。申告不要制度を措置する。投資信託等の解約差損益を除制度等について所有期間は、その所有期間にかかる(とする)。得についても特定口座で取引(スカウント債を含む)に止し、償還時に源泉徴収(源泉徴収不適用)。源泉徴収について、上場株式等の認め。翌年以降3年間

の利子・分配金、譲渡損益間での損益通算が可能となる。損益通算後に控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間の繰越控除も可能とすることとしている。

に入れることができ、平成28年1月から12月の間は、自己が保管する特定公社債等を実際の取得日、取得価額で特定口座に入れることができる。

5 特定の座への受け入れ

6 諸元債に対する課税

図表 公社債税制の見直しの概要

- ・特定公社債等と一般公社債等に区分する。特定公社債等には、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、一定の要件を満たす仕組債、公募公社債投資信託などが含まれる。
- ・特定公社債等の利子・譲渡所得を税率20%の申告分離方式に変更する（一般公社債等の利子は20%の源泉分離課税、譲渡所得は20%の申告分離課税）。
- ・特定公社債等の利子について申告不要制度を措置する。
- ・公社債の償還差損益（公社債投資信託等の解約差損益を含む）について譲渡所得とみなす。
- ・金融機関等の利子源泉徴収免除制度等について所有期間按分措置を廃止する（すなわち、その所有期間にかかるらず、源泉徴収を行わないこととする）。
- ・特定公社債等の利子・譲渡所得についても特定口座で取り扱えるよう措置する。
- ・割引債（ストリップス債、ディスカウント債を含む）について発行時の源泉徴収を廃止し、償還時に源泉徴収する（国内の普通法人等は源泉徴収不適用）。源泉徴収税率は個人20%、法人15%。
- ・特定公社債等の利子・譲渡損益について、上場株式等の配当・譲渡損益との損益通算を認める。翌年以降3年間の繰越控除も認める。

特定公社債等が申告分離課税の対象となることに伴い、特定口座への受入れが可能となる。源泉徴収ありの特定口座（以下、源泉徴収口座）を開設している場合には、特定公社債等の利子等を源泉徴収口座に入れることができる。

平成28年1月1日以後に発行される割引債については、発行時の18%源泉徴収が廃止され、平成28年1月1日以後の償還時に、みなし償還差益（発行日から償還日まで1年以内のものは償還金額の0・2%、1年超のものは25%）

に対して20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収（特別徴収）が行われることとなる（国内の普通法人等以外の法人および外国法人については所得税15%）。

## 7. 特定管理口座

特定口座で管理されている特定公社債が、発行会社の倒産等により上場廃止となり、その後、清算結了等の事実が生じて公社債としての価値を失った場合には、その損失は、特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失とみなすこととしている。このため、その損失は特定公社債等の利子所得等および上場株式等の配当所得との損益通算、さらには3年間の繰越控除が可能となるとされている。

## 8. 支払調書等

### (1) 受領者の告知

現行では、源泉分離課税が適用される利子所得については、税務上の受領者の告知は不要とされている。大綱では、平成28年1月1日

以後に特定公社債等の利子等を受ける際に、その支払いを受ける者は、告知が必要とすることとしている。

### (2) 支払調書

現行では、個人が支払いを受け

### (3) 支払通知書

现行では、個人が支払いを受けるものについては、支払調書の提出の対象となつていなかが、大綱によると平成28年1月1日以後に支払うべき特定公社債等の利子等については、支払調書の対象となることとしている。国内で公社債、公社債投資信託の受益権の譲渡の対価（償還金、解約金を含む）の支払いをする金融機関等は、その年中に支払った対価の額等を記載した支払調書を、支払確定日の翌年1月31日（1回の支払ごとに作成する場合には翌月末日）までに、税務署長に提出しなければならない。

### (4) 特定口座年間取引報告書

現行では、株式・株式投資信託

に関する、譲渡対価の年間の合計額が100万円以下、または、1回の支払金額が30万円以下の場合は、支払調書の提出が不要とされているが、大綱では、この基準額を撤廃するとしている。

源泉徴収口座において特定公社債等の所得の損益通算が行われることに伴い、源泉徴収（特別徴収）について、次の措置が講じられる。債等の所得の損益通算が行われることに伴い、源泉徴収（特別徴収）について、次の措置が講じられる。

・利子、分配金の支払事務の取扱いをする金融機関は、その支払いを受けるものに対しても支払通知書を交付することとしている。また、特定公社債等の利子所得等の金額を確定申告する場合には、支払通知書か源泉徴収口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付することになる。

月10日とする。

## 9. 金融機関の源泉徴収義務

の場合、支払調書および支払通知書の提出および交付は不要となる。



鳥毛拓馬  
大和総研  
研究員 AFP

金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著、大和証券刊)など。